

公開質問状(案)

～金山三郎氏の所有地の問題に関して～

2026(令和7)年〇月〇日

前田晋太郎 下関市長殿

下関市新堀田西町3-1-F303号

被害者 金山三郎

下関市綾羅木本町5-2-15

日本とコリアを結ぶ会・下関

代表 鋤野保雄

拝啓

日夜、下関市民の生活の安心と安全を守る為にご奮闘為されておられることと存じます。

ご存知の通り、平成21年4月16日以降、一人の市民が豊浦町黒井で詐欺、不法投棄、不動産侵奪等の犯罪被害を受けていますが、下関市及び下関警察署が犯罪行為として対応されずに来たために16年以上もの歳月にわたり、自分の土地を自由に使えなくされたため、自力で民事訴訟を重ねたりしながら解決を求め続けています。

しかし、市民の安全と安心を守るべき下関市の対応はこのままで良いのでしょうか、もしもこのような犯罪が犯罪でないとされるなら、今後も詐欺、不法投棄、不動産侵奪の犯罪が手を変え品を変え本市では行われ、その犯罪被害者等は自力解決を求められ、泣き寝入りさせられ、犯罪加害者は何のお咎めもなく暴利を貪ることになります。

下関市も同じ加害者により大きな損害を被っていますが、加害者は賠償責任を免責され、何の処罰も受けませんでした。黒井の不法投棄では加害者は他人の土地を建設残土等の最終処分場にしまい、莫大な処理費用を浮かせたのです。なぜそのような犯罪加害者が助けられ、犯罪被害者が見殺しにされなければならないのでしょうか。

なぜ、下関市の告訴状は長府警察署が受理する一方で、金山氏の告訴状は下関警察署が一切受理しなかったのでしょうか。同一加害者の同一犯罪への告訴状を恣意的に受理したり、しなかったりすることは憲法第14条の「法の下での平等」に反し、憲法や関連法の上に下関市政権限を置き、行政権限の濫用であります。

同じ下関市民である金山三郎氏が市から受けて来たこのような職権濫用による人権無視は下関市が今もなお憲法や関連法の無視から来ています。下関市は法に規定された告発義務を果たさずに、犯罪被害者の訴えに、論点をすり替え犯罪を犯罪と認めずに16年間が過ぎました。

よって以下の質問にご回答をされますよう求めるものです。

ご回答につきましては〇〇日までをお願いいたします。

敬具

【質問】

1. 詐欺、不法投棄、不動産侵奪は犯罪ではないのですか？
2. 建設残土に産業廃棄物が混入している状態は産業廃棄物の保管基準違反（廃掃法第12条第2項）であり不法投棄とされ罰則もあります。誰が捨てたか分からないで済みますのではなく、関連業者の産業廃棄物管理票受付等状況報告書の確認等から市として当該業者に「改善命令」を出す必要はないのですか？
3. 1と2の場合、環境省の「行政処分の指針」(環循規発第2104141号 令和3年4月14日 同指針 p 44参照)に基づき警察と連携するなどして積極的に不法投棄の問題解決をはかるべきではないのですか？
4. 3を行わずに犯罪被害者・金山三郎氏の訴えを無視して、本件を犯罪として来なかったことは「公務員の告発義務」（刑訴法第239条第2項）に違反し、それは規制権限を有す者の規制権限不行使として職権濫用罪（刑法193条）に該当しませんか？
5. 下関市も同様の不法投棄により大損害を受けた上田某氏から、今日まで16年以上も放置されたままの建設残土等には土壌検査の結果、特定有害物質の混入が判明しており、周辺地域への土壌汚染の可能性もあります。このような特定有害物質に汚染された廃棄物混り土を放置したままで良いのですか？
6. 公務員には憲法擁護義務がありますが、加害者・上田某氏による同様の犯罪行為に対して長府扇町の場合は告訴状を受理し、豊浦町黒井の場合は不受理ということは「法の下での平等」（憲法第14条）に反するのではないですか？
7. 下関警察署が告訴状不受理の理由として金山氏側に「市の回答にもとづいて不受理を決めた」としているが、市は下関警察署にどのように回答したのですか？

以上。